

新宿区主任介護支援専門員更新研修受講推薦基準

28新福高相一第424号

平成28年 6月 1日

部 長 決 定

1 目 的

東京都主任介護支援専門員更新研修事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づく、新宿区（以下「区」という。）が認める要件に関する基準を定めることで、公正かつ適切な推薦を行い、地域全体のケアマネジメントの質の向上を図ることを目的とする。

2 推薦基準

実施要綱に定めるところによる。

なお、実施要綱の3（2）クについては、下記の要件を1つ以上満たすこと。

- （1） 主任介護支援専門員が主体で行う介護支援専門員に対する実習型研修事業に関して、企画運営を行った実績がある者
- （2） 主任介護支援専門員が主体で行う介護支援専門員に対する実習型研修事業に関して、アドバイザーなど協力を行った実績がある者

3 選考（審査）

- （1） 区は、書類審査により、推薦を受けようとする者の実施要綱3（1）から（3）の受講要件等を確認した上で、東京都に推薦するものとする。
- （2） 前項の規定にかかわらず、区は必要に応じて、面接審査を行うことができる。

4 推薦順位

区は、介護支援専門員証の有効期間満了日までの残日数及び実施要綱3（2）に掲げる要件の該当項目数等を考慮して、推薦順位を決定する。

5 情報の非開示

本基準により推薦を行った場合において、当該推薦に関する情報については、事務の執行のために東京都福祉保健局に提出する場合又は条例等の規定により開示が必要と認められる場合を除き、開示しない。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年5月1日から施行する。